



グローバル人材育成と安全衛生

愛媛大学大学院理工学研究科

田中寿郎

今我国の多くの大学では、グローバル人材育成と称して留学生30万人計画のなかで、海外から留学生の受け入れや海外の大学への学生の送り出しを盛んに進めている。海外の大学との研究・教育の交流が進むと、多くの学生や教員が表敬訪問的な表面的交流から、実質的に対等な立場での研究・教育交流に進化していく。一部の大学では、すでにそのような段階で交流を行っていると思うが、これから多くの大学がそのような段階に進むことになる。

国際交流を進める上で重要であるにも関わらず、ほとんど手のつけられていない問題がある。それは、研究・教育現場での「安全衛生の国際化」である。国立大学の研究・教育現場で安全衛生管理が意識されたのは、ほんの10年前の国立大学の法人化の時である。国立大学法人化に伴い、労働安全衛生法の適用を受けることになるというので、大騒ぎをして急遽対策を立て対応してきた。それから10年、どうにかこうにか法律に対応できるよう努力し、おおよそ組織的に対応ができるようになってきた。しかし、現状は労働安全衛生法をかるうじて満足しているレベルでは無いだろうか。学生に対する安全衛生教育については、これから整備を進めていこうとしている段階である。留学生や外国人研究生等への安全衛生教育まで対応できていないのが現実である。言語や文化そして宗教の異なる様々なレベルの留学生や研究者が日本人学生に混じって研究を行い、しかも日本語を良く理解できない学生も含まれている。当然日本の感性は通用しない。このような状況の下で、安全に研究を実施できるよう安全衛生管理体制と安全衛生教育を早急に整備していく必要がある。

それには、単に日本の労働安全衛生法さえ満足すればよいのであろうか。留学生や外国人研究者は、日本での研究や勉強が終われば、母国へ帰国する者や次の国へ移動する者もいる。そこでは、またその国独自の安全衛生法に適応した教育を受け直すことになる。これは大きな時間のむだではないだろうか。人種や宗教や文化が異なっても、安全衛生に関しては、基本的な違いは無いはずである。産業分野では、各国の事情により、若干差異があるかもしれない。しかし、研究や教育現場では違いがある筈ない。そこで、研究や教育現場の安全衛生については、世界的に共通の基準と方法を確立すべきと考える。現在海外の多くの大学や研究所では、われわれが研究に行く場合、訪問先で安全教育を受けなければ研究をスタート出来ない事になっていると聞く。日本で行われた安全教育が、訪問先でも認められれば、すぐに研究を始められる。このメリットは大きい。研究・教育機関共通の安全衛生管理システムや安全衛生教育基準を設け、他国の教育をお互いに認め合う仕組みが今後ますます必要になってくると思われる。国際的に認められる安全を担保する組織とその活動が我が国全体として整備され、それに合わせて大学の安全衛生管理体制や安全教育が確立されること、すなわち、国際的に認められた安全衛生管理体制が研究や教育のインフラとして大学に備わっていることが、研究・教育機関としての最低の基準とすべきではないだろうか。

そのためにも、文部科学省や各大学、研究機関が協力して、我が国がリーダーシップを取って、研究・教育機関に共通な国際的な安全衛生管理システムや教育基準を提案し制定したいものである。安全衛生への配慮が一流の教育と研究を進める上で必要不可欠であることを関係者が認識し、我が国の科学技術力の一層の向上と我が国への留学の魅力の一つとなることを期待している。